

令和7年度における組織整備について

☞ 区の魅力を発信するシティプロモーションを推進する組織及び子育て施策を総合的に捉えたさらなる子育て支援の充実を推進する組織を整備する。また、会計室を事務処理の実態に即した執行体制とする。

1 企画部における組織整備

(1) 目的

晴海地区が新たなまちとして動き出し、新たに移り住む方々をはじめ、全ての区民・在勤者などにさらなる地域への誇り・愛着心を抱いてもらえるよう区の魅力を戦略的・効果的に発信するシティプロモーションを推進するための組織を新設する。

(2) 内容

企画部内に新たに「シティプロモーション推進課」を設置する。

現 行	改正案
5 課、2 副参事	6 課、2 副参事 ※ 1 課増

2 福祉保健部における組織整備

(1) 目的

こども基本法やこども大綱を通じた国や東京都の取組が進められる中、妊娠期から子育て期まで、誰一人取り残さず、切れ目ない支援を包括的・一体的に提供し、子どもが希望を持って成長できる環境づくりや子育て支援のさらなる充実を迅速かつ効果的に推進するため、執行体制を整備する。

(2) 内容

- ① 福祉保健部内に新たに「子ども施策推進室」（以下「室」という。）を設置する。
- ② 「子育て支援課」を廃止し、「子ども子育て支援課」を設置する。
- ③ 「副参事（保育指導・特命担当）」を廃止し、「保育施設支援担当課長」を設置する。
- ④ 室は、「子ども子育て支援課」、「保育課」、「保育施設支援担当課長」、「放課後対策課」、「子ども家庭支援センター」を担当する。

現 行	改正案
1 室、1 担当部長、1 6 課（センター含む）、 2 担当課長、1 副参事	2 室、1 担当部長、1 6 課（センター含む）、 3 担当課長 ※ 1 室増、1 担当課長増、1 副参事減

令和7年度における組織整備について

3 会計室における組織整備

(1) 目的

以下の①、②の課題解決を図るため、会計室の執行体制を整備する。

- ①平成19年度「地方自治法」改正により、会計管理者の補助組織として会計室を設置し、「中央区会計管理者の補助組織規則」において会計室に会計室長を置くと規定されたが、それ以降会計室長は会計管理者による事務取扱とされている。
- ②会計室長の専決事案及び会計管理者が不在のときの事案の代決に関しては、「中央区会計管理者の権限に属する事務の補助執行要綱」に規定されているが、実態としては会計室長と会計管理者が同一者であるため、規定が形骸化している。

(2) 内容

会計室長を廃止するとともに、会計管理者による会計室の事務執行、職員の指揮監督をする。

4 整備後の組織体制

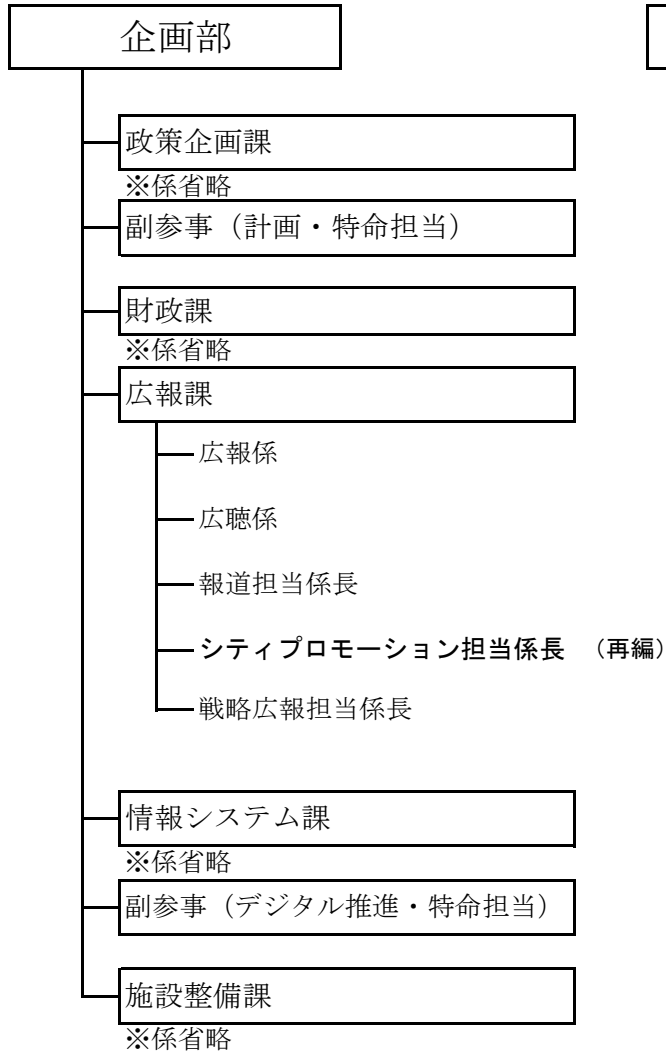
別紙1～3のとおり

5 実施予定日

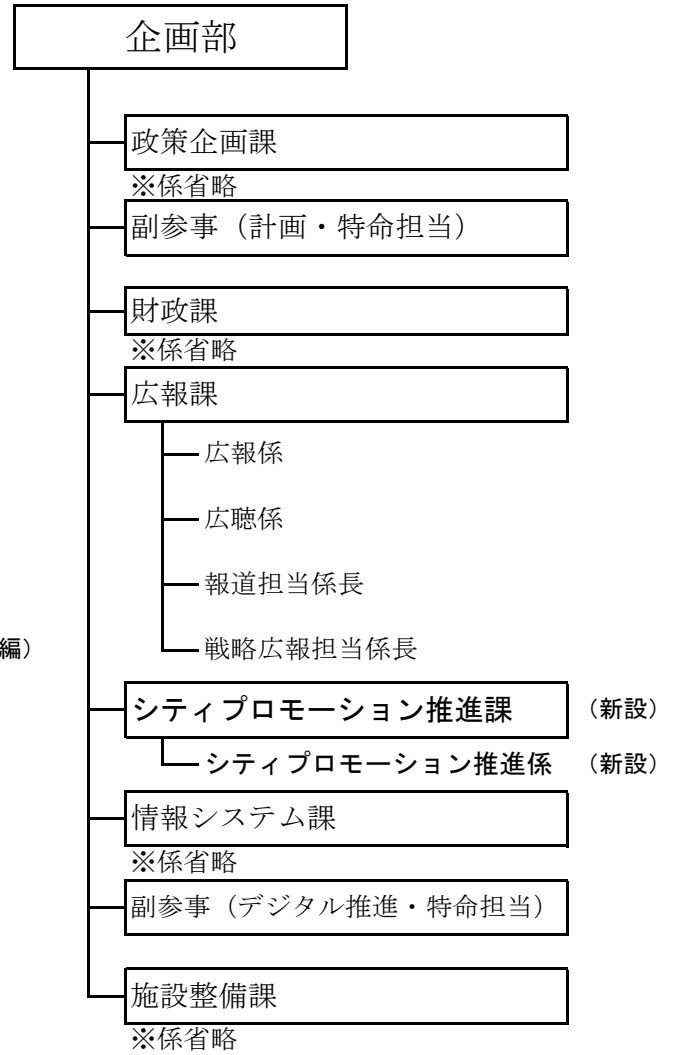
令和7年4月1日

組織体制（案）

【現 行】



【整備後】



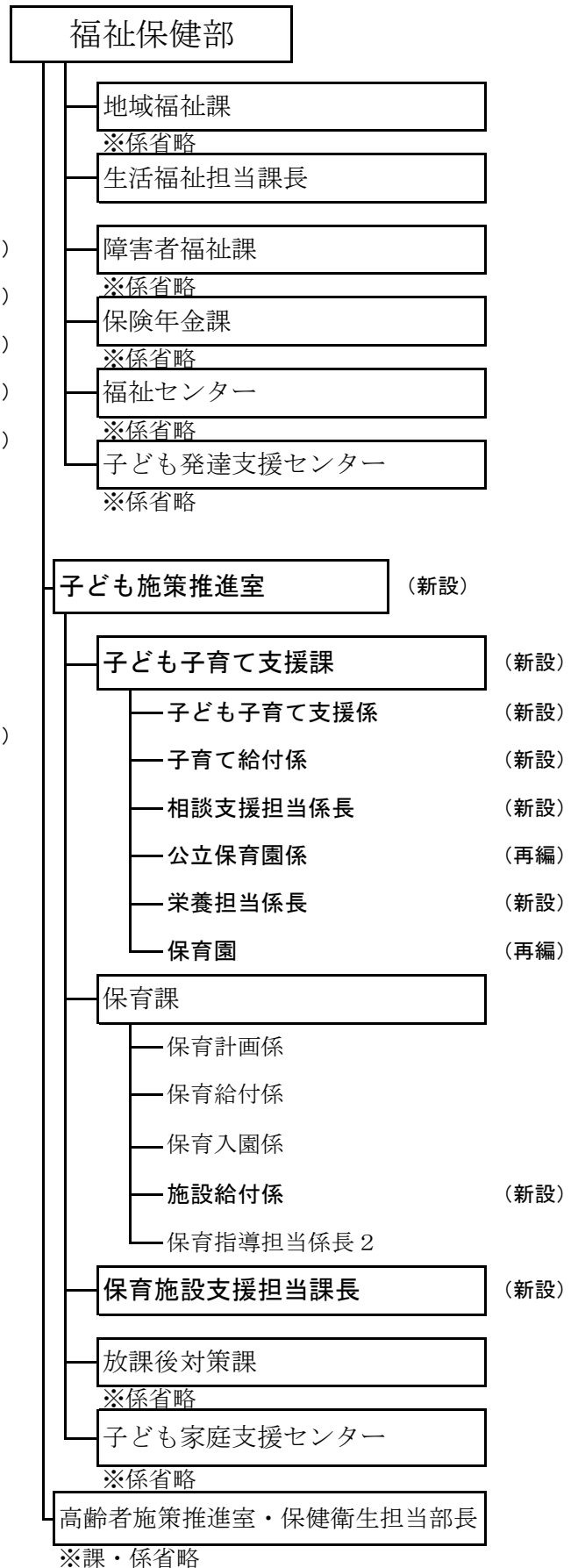
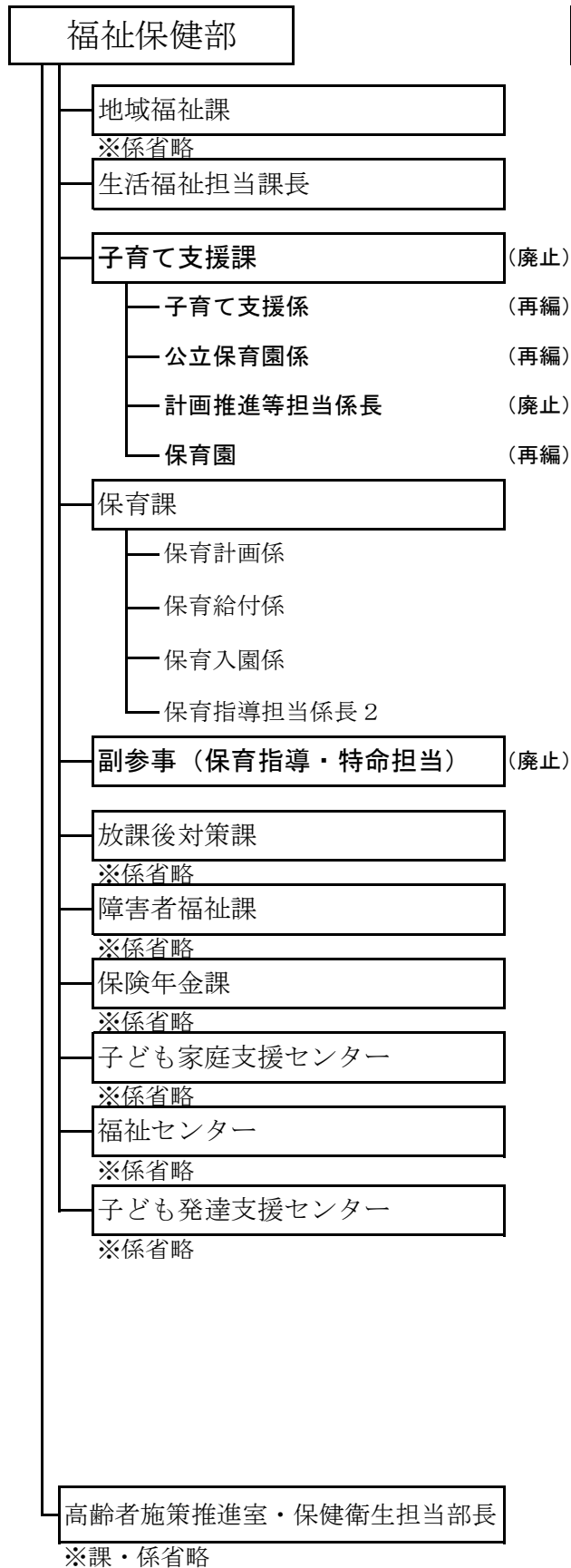
現 行：5 課、2 副参事

整備後：6 課、2 副参事 ※ 1 課増

組織体制（案）

【現 行】

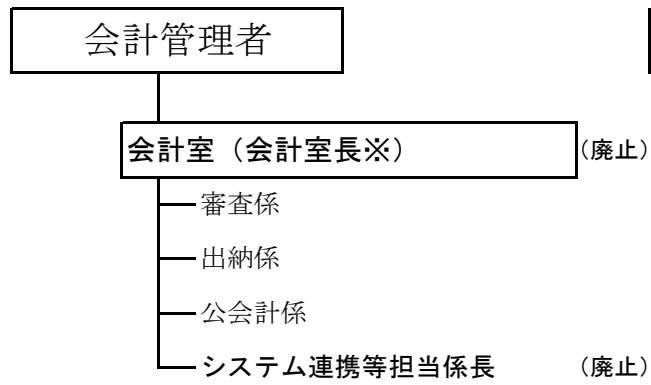
【整備後】



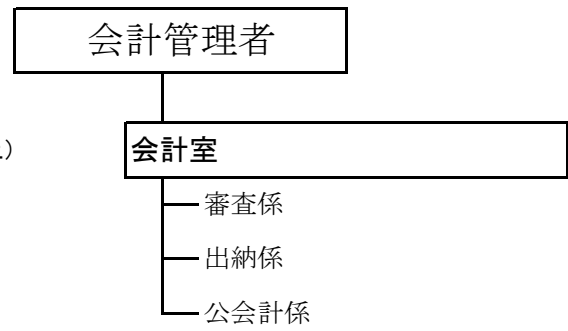
現 行：1 室、1 担当部長、1 6 課（センター含む）、2 担当課長、1 副参事
 整備後：2 室、1 担当部長、1 6 課（センター含む）、3 担当課長
 ※1 室増、1 担当課長増、1 副参事減

組織体制（案）

【現 行】



【整備後】



※会計室長の廃止